

第11章 準備書についての意見と事業者の見解

11.1 準備書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

11.1.1 準備書の公告及び縦覧

1. 準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 16 条の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及びその要約書を公告の日から起算して 1 か月半の間（自主期間 2 週間を含む）縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

(1) 公告の日

令和 4 年 2 月 25 日（金）

(2) 公告の方法

- ① 日刊新聞紙による公告
 - ・令和 4 年 2 月 25 日（金）付 福井新聞
- ② インターネットによるお知らせ
 - ・事業者のホームページ
<https://venaenergy.co.jp/3504>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の 4 か所及び福井市内の公民館の 6 か所、計 10 か所において縦覧を行った。また、インターネットの利用による縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎等での縦覧

- ・福井県庁 安全環境部 環境政策課
（福井県福井市大手 3-17-1）
- ・福井市役所 市民生活部 環境事務所 環境廃棄物対策課
（福井県福井市大手 3-10-1）
- ・坂井市役所 産業環境部 環境推進課
（福井県坂井市坂井町下新庄 1-1）
- ・越前町役場 住民環境課
（福井県丹生郡越前町西田中 13-5-1）

② 福井市内の公民館での縦覧

- ・国見公民館 福井県福井市鮎川町 133-1-3
- ・鷹巣公民館 福井県福井市蓑町 14-7
- ・本郷公民館 福井県福井市荒谷町 19-55
- ・棗公民館 福井県福井市石橋町 4-14
- ・一光公民館 福井県福井市下一光町 6-5
- ・鶉公民館 福井県福井市砂子坂町 5-58

③ インターネットの利用による縦覧

- ・事業者のホームページ
<https://venaenergy.co.jp/3504>

(4) 縦覧期間

- ・ 縦覧期間：令和4年2月25日（金）から令和4年3月29日（火）まで
 - ・ 関係公共団体庁舎 土曜日・日曜日・祝日を除く開庁時間とした。
 - ・ 公民館 休館日を除く開館時間とした。
 - ・ インターネット 常時アクセス可能とした。

なお、法定の縦覧期間以降も自主的な縦覧期間として、令和4年3月30日（水）～4月12日（火）まで図書を公表した。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は3名であった。

（内訳） 福井県庁	1名
福井市役所	0名
坂井市役所	0名
越前町役場	0名
国見公民館	2名
鷹巣公民館	0名
本郷公民館	0名
棗公民館	0名
一光公民館	0名
鶉公民館	0名

2. 準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）第17条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ① 開催日時：令和4年3月12日（土）10時00分から11時00分まで
開催場所：東十郷コミュニティセンター（福井県坂井市長畑25-11-1）
来場者数：6名
- ② 開催日時：令和4年3月12日（土）14時00分から15時00分まで
開催場所：国見公民館（福井県福井市鮎川町133-1-3）
来場者数：16名
- ③ 開催日時：令和4年3月12日（土）19時00分から20時00分まで
開催場所：本郷公民館（福井市荒谷町19-55）
来場者数：10名
- ④ 開催日時：令和4年3月13日（日）14時00分から15時00分まで
開催場所：鷹巣公民館（福井県福井市蓑町14-7）
来場者数：9名
- ⑤ 開催日時：令和4年3月17日（木）19時00分から20時00分まで
開催場所：越前町生涯学習センター（福井県丹生郡越前町内郡13-19-3）
来場者数：2名
- ⑥ 開催日時：令和4年3月18日（金）19時00分から20時00分まで
開催場所：鶉公民館（福井市砂子坂町5-58）
来場者数：9名
- ⑦ 開催日時：令和4年3月19日（土）10時00分から11時00分まで
開催場所：一光公民館（福井市下一光町6-5）
来場者数：11名
- ⑧ 開催日時：令和4年3月19日（土）14時00分から15時00分まで
開催場所：棗公民館（福井市石橋町4-14）
来場者数：8名

3. 準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、環境保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和 4 年 2 月 25 日（金）から令和 4 年 4 月 12 日（火）までの間

（縦覧期間及びその後 2 週間とし、郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ① 縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ② 事業者への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は 4 通、意見総数は 13 件であった。

11.1.2 準備書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）第18条及び第19条に基づく準備書について、環境の保全の見地から提出された意見は13件であった。準備書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解は、表11.1-1のとおりである。意見の概要については原文のまま記載した。なお、ゴシック書体で記載した箇所は、評価書の作成に当たり「準備書についての意見の概要と事業者の見解」の届出以降に対応の方針を追記した事項である。

表 11.1-1(1) 準備書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
1	1 令和3年7月29日の福井市西部を襲った豪雨により、国見岳周辺の水路、河川はことごとく被害を受けた。準備書には、単に風車敷地外へ雨水を排出するとの記載しかないが、下流の水路および河川護岸の強化嵩上げ等が必要である。想定降雨量はどんな値になっているのか。	本事業における造成工事に当たっては、各風車ヤードに沈砂池を設置し、降雨時における土砂流出の濁水の発生を抑制いたします。沈砂池の規模及び容量については、今後も引き続き、福井県と協議のうえ、「福井県林地開発制度の手引き」に基づき適切に設定いたします。また、準備書 P625、626 に記載のとおり、工事中の沈砂池からの排水は河川等の常時水流に到達するまでに林地浸透すると予測しております。河川への影響についても、「福井県林地開発制度の手引き」に基づき30年確率の降雨量84mm/時を想定し、今後も引き続き、福井県と協議のうえ、適切に対応いたします。
2	2 風車が二枚田林道から近距離に配置されている。二枚田林道は森林資源の有効活用と観光開発の目的で作られている。林道上および車上の騒音値や景観はどうなるのか。道路は観光道路としての機能は果たせるのか。また、林道が冬季閉鎖時、設備が火事になった時の対応は。	騒音については、住居地域を対象に対象事業実施区域の周囲の9地点において調査、予測及び評価を実施いたしました。その結果、いずれの地点においても指針値を下回る結果となっております。また、準備書 P536～539 に記載のとおり、林道上の騒音については、風車騒音の寄与値として面的にカウンター図をお示ししております。 景観については、準備書 P1345～1348 に記載のとおり、「国見岳」のフォトモンタージュをお示ししております。なお、国見岳に位置する「国見岳森林公園」は人と自然との触れ合いの活動の場として選定しておりましたが、令和4年3月末をもって閉園しております。 工事中においては二枚田幹線林道を通行できるように計画しておりますが、風力発電機を輸送する際には一時的に通行止めとする可能性がございます。今後、道路管理者である福井市とも協議のうえ、決定いたします。また、工事前に住民の皆様へ工事内容を説明いたします。 火災等の事故発生時は風力発電所全体を統括するシステムより、発電所近くに常駐する電気主任技術者に連絡が届き、適切な対応を即時実施できる体制を構築いたします。
3	3 ●●では環境調査立入の許可書に自治会長の独断で押印がなされ、その見返りとして、ほとんどが会長の持ち山に作業道を作るという事業がされている。400万もの金が町内の会計を経由していない。明らかな収賄と横領である。手続きに瑕疵はなかったのか、県環境審議会の場で説明された。以上 ※●●は個人情報であるため、非公開といたします。	意見書に記載されたような事実は確認できませんでした。今後も風力発電事業の内容、環境影響調査に基づく予測評価の結果について、地域の皆様に丁寧にご説明いたします。

表 11.1-1(2) 準備書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
4	<p>地元民としての心配の点</p> <p>1. 風力発電の工事の後の土砂災害</p> <p>1. 騒音及び超低周波音の件 過去に北電の風力が2基あった時、国見町の集落では騒音があった。 今回は、それ以上の高さであり心配である。 あわら市の風力の近くでは2重サッシになっている現状がある。</p>	<p>林地開発協議において、土砂災害防止の観点からも福井県と協議し、その結果を適切に土木設計・施工に反映いたします。また、降雨時における土砂流出の濁水の発生を抑制するために「福井県林地開発制度の手引き」に基づき適切に沈砂池を設置いたします。さらに、風力発電施設の倒壊等については、電気事業法（昭和39年法律第170号）及び電気事業法施行令（昭和40年政令第206号）の規定に基づき、風力発電所の工事計画（設置又は変更の工事の計画）において厳しく審査され、その結果を適切に風力発電機の基礎設計・施工及び仕様に応じます。</p> <p>騒音については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成29年）に示される指針値との整合性について評価を実施いたしました。準備書 P540、541 に記載のとおり、いずれの地点においても指針値を下回っております。また、施設の稼働に伴う騒音の影響を低減するため、風力発電機の点検・整備を適切に行い、性能の維持に努めます。なお、稼働後に問題が発生した場合には原因を究明のうえ、適切に対応いたします。</p> <p>【評価書における対応方針】 「第10章 10.1.1.3. 騒音」へ評価書の諸元での予測及び評価の結果を記載いたしました。いずれの地点においても「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成29年）に示される指針値を下回っております。また、「第10章 10.3 事後調査」に記載のとおり、準備書の住民説明会等における地元の皆様のご意見を踏まえ、騒音に関する事後調査を実施いたします。稼働後に問題が発生した場合には原因を究明のうえ、適切に対応いたします。</p>

表 11.1-1(3) 準備書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
5	<p>今回の風力発電設備を設置する区域には、降雨があった場合のために、その流下水を吸収するため、施工工事中、その排水のために各発電機の設置区域内に沈砂池を設置し、土砂等を沈降させながら自然浸透させるとの記載が準備書にあるが(P45)、その沈砂池等は、当然集中豪雨等が発生した場合の降雨量も考慮に入れて設計されていると考えるが、その排水の吸収能力は、どれほどの降雨量を想定して沈砂池等を設計されているのか示してほしい。</p> <p>今回の風力発電設備を設置するために、対象事業区域内の樹木を伐採することになるが、そのことは、森林の持つ洪水等を防止・軽減する力の低下につながらないか。森林があれば、通常の降雨なら急に河川が増水することはない。しかし、伐採をしてその機能の一部を削減するのであれば、それに補う施設・設備を設けるのが相当と考える。しかし、洪水等非常の降雨量を想定した場合、今回設置する沈砂池等のみでは足りないと思われるがどうか。</p> <p>また、この風力発電施設の設置自体が、例えば、激しい集中豪雨等が発生した場合、山の下の方の国見町の集落に向かって、地滑り、土石流等が起こる危険性を増加させてしまう可能性はないのか。排水される場所とその流量、土質等についての調査はされたのか。その点についての影響評価の数値はあるのか。示して説明してほしい。</p> <p>国見町は、南北を険しい山に囲まれた峡谷の底を流れる三本木川という河川に寄り添うように家屋が点在する集落だが、今回の発電機の設置箇所は、この川の上流・源流付近に設置されるものが何かあると思われる。非常に激しい集中豪雨が発生した場合、この施設の設置がこの河川の流量増加へどう影響するのか、その因果関係の有無、河川の氾濫が起きた場合の対応についてどのように考えているのか示してほしい。</p> <p>また、供用開始後の濁水対策として、管理道路の横断側溝を設け、常時水流と離隔の取水場所から林地に浸透させるとあるが、どれほどの降雨量を想定しての設備設計か。その方法を採用した場合の林地への影響はどう考えているのか。</p>	<p>本事業における造成工事に当たっては、各風車ヤードに沈砂池を設置し、降雨時における土砂流出の濁水の発生を抑制いたします。沈砂池の規模及び容量については、今後も引き続き、福井県と協議のうえ、「福井県林地開発制度の手引き」に基づき適切に設定いたします。また、準備書P626に記載のとおり、工事中の沈砂池からの排水は河川等の常時水流に到達するまでに林地浸透すると予測しております。河川への影響については、「福井県林地開発制度の手引き」に基づき30年確率の降雨量84mm/時を想定し、福井県と協議のうえ、適切に対応いたします。</p> <p>また、保安林についても福井県と協議のうえ、本事業により改変する保安林と同等の面積を改変区域の周囲に「残置森林」として確保する計画としております。「残置森林」を保安林の機能を代替する施設とみなすことにより、当該保安林の機能低下を防止いたします。</p> <p>風車配置の検討に当たっては、現地踏査およびボーリング調査により地盤を確認のうえ、法では指定されていない地滑り跡地についても風車設置位置から除外しております。そのうえで、風力発電施設の設置に伴う造成が地滑りや土石流等を誘発しないよう、「福井県林地開発制度の手引き」に基づき設計いたします。</p> <p>上記に加え、風力発電施設の倒壊等についても、電気事業法（昭和39年法律第170号）及び電気事業法施行令（昭和40年政令第206号）の規定に基づき、風力発電所の工事計画（設置又は変更の工事の計画）において厳しく審査され、その結果を適切に風力発電機の基礎設計・施工及び風車仕様に反映いたします。</p> <p>【評価書における対応方針】 濁水対策について「第2章 2.2.6 8. 工事中の排水に関する事項」へ記載いたしました。</p>

表 11.1-1(4) 準備書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
6	<p>(仮称) 国見風力発電事業に係る環境影響評価準備書への意見書</p> <p>貴社が作成した(仮称)国見風力発電事業環境影響評価準備書(以下、準備書という)に対し、環境影響評価法第18条の1に基づき、鳥類保全の見地から下記の通り意見を述べる。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) クマタカの生息環境の評価について</p> <p>貴社による希少猛禽類の調査結果では、対象事業実施区域(以下、計画地という)の内外において941回(うち計画地内で511回)の確認があり、調査範囲内には6ペアの生息を確認し、計画地内においても複数例の生息確認があったとしている。</p> <p>この結果は、計画地およびその周辺はクマタカにとって優れた生息環境を有していることを示している。したがって、以下に示すような配慮を行なうことを求める。</p> <p>① 「影響予測」の項(P1033)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「営巣地が風力発電機設置位置から近いことから、繁殖に対する影響が考えられるため、…本種への影響の低減に努めた。」とあるが、具体的方策を明記していない。クマタカの繁殖を阻害しないためには、営巣地と風力発電機(以下、風車という)の設置位置との距離を少なくとも1.5km以上離す必要があると考えるが、それが不可能な場合は、その風車の設置を取り止めることを求める。 ・「改変区域周辺に生息している個体が逃避する可能性が考えられる。」と明記しつつ、「工事に当たっては、低騒音型の建設機械を使用することに加え、緊急時以外の警音器(クラクション)は鳴らさないように…。なお、工事前から工事中にかけては、繁殖状況を確認するモニタリング調査を実施し、繁殖への影響が出ないような工事の進め方をその都度検討する。」とある。ここに記されているようなモニタリング調査を実施していくことは大切であるが、クマタカが繁殖活動を中断したり、営巣放棄が発生してからでは遅いため、繁殖期には工事を一切行わないことを求める。 ・「全確認個体数の約半数が計画地内において確認されている。採餌場所等への移動経路の遮断・阻害が生じる。…配置計画を見直し、…営巣中心域には風力発電機を設置しないこととし、…この予測には不確実性が伴う。」としている。これだけ多くのクマタカの生息が確認されている当計画地において、営巣中心域だけを外して風車を設置するのではなく、少なくとも「高度利用域」を外して風力発電機を設置することを求める。 ・ブレード等への接触、つまり「バードストライク」の確率を「環境省モデル」と「由井モデル」で算出しているが、風車No.5とNo.9で高い数値となった。準備書は「この予測結果には不確実性が伴う」と明記している。予測結果が事業実施に不都合であるから不確実性が伴うとして無視することは科学的合理性を欠く。少なくとも衝突確率 	<p>繁殖に影響を与える範囲としては、営巣中心域及び幼鳥の行動範囲であると認識しております。本事業では、営巣中心域を配慮したうえで、風力発電機の配置を検討いたしました。</p> <p>準備書 P1445 に記載のとおり、希少猛禽類(クマタカ)の生息状況調査として、工事実施前から工事中にかけては、繁殖状況を確認するモニタリング調査を実施いたします。また、工事実施前に繁殖成功を確認した場合には、繁殖への影響が出ないよう、周辺の伐採を回避する等の工事の進め方をその都度検討いたします。</p> <p>生息地保全の観点から非公開としておりますが、クマタカの内部構造解析を実施し、行動圏からの改変に対する影響を予測いたしました。その結果、方法書段階の配置計画を見直し、営巣中心域及び幼鳥行動範囲を避ける計画としたことから、行動圏に対する影響は小さいものと予測いたしました。</p> <p>なお、施設の稼働において、年間予測衝突数を予測いたしました。風力発電機が建設される前の飛翔状況での予測をしているため、不確実性が伴うと考えております。そのため、事後調査としてバードストライク調査(死骸調査)を実施いたします。そのうえで、バードストライクが発生した場合には、専門家の助言や指導を得て、状況に応じた対応を検討いたします。</p> <p>【評価書における対応方針】</p> <p>クマタカの行動圏解析については、大臣勧告を受け再解析し「第10章 10.1.4 動物」へ記載いたしました。</p> <p>事後調査については、「第10章 10.3 事後調査」へ記載いたしました。</p>

	<p>が高く予測された No.5 と No.9 の風車の設置の取り止めを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バードストライクの確率を風車 1 基ごとに算出しているが、計画地に設置予定の風車全体、またはクマタカの推定行動圏内にある風車全体がそれぞれの個体に及ぼす影響を再度、評価することを求める。 	
7	<p>② 工事期間中および風力発電機稼働後のモニタリング調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事期間中の車両通行や建設重機が発する音や振動による影響を丁寧に調査し、希少猛禽類を始めとする鳥類の繁殖行動等に影響を及ぼしている事実を確認した場合、すぐに工事を中断する組織体制を構築しておくことを求める。また、風車稼働後のバードストライクや鳥類の繁殖行動等の変化を正確に把握するために事後調査の組織体制も構築しておくことを求める。 ・事後調査は死骸調査に加え、鳥類相の変化を把握するための調査や空間飛翔調査も計画地およびその周辺で行うことを求める。 	<p>準備書 P1445 に記載のとおり、工事实施前に繁殖成功を確認した場合には、繁殖への影響が出ないように、周辺の伐採を回避する等の工事の進め方をその都度検討いたします。ご指摘のとおり、今後、連絡体制については、適切に構築し、調査を実施いたします。また、稼働後についても、連絡体制は事前に構築する予定です。</p> <p>稼働後の調査では、バードストライク調査（死骸調査）に加え、希少猛禽類（クマタカ）の生息状況調査を実施いたします。希少猛禽類を対象とした定点配置としておりますが、その際に確認した鳥類に関しても記録を行います。</p> <p>【評価書における対応方針】 事後調査については、「第 10 章 10.3 事後調査」へ記載いたしました。</p>
8	<p>(2) サシバの生息環境の評価について</p> <p>貴社による希少猛禽類の調査結果では、計画地の内外においてのべ 257 個体（うち計画地内で 126 個体）の確認があり、計画地及びその周囲で 8 ペアの生息を推定している。</p> <p>この結果、計画地およびその周辺はサシバにとって優れた生息環境を有していることを示している。したがって、以下に示すような配慮を行なうことを求める。</p> <p>① 「影響予測」の項(P1027)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「計画地の近傍において営巣地を確認していることから、工事関係車両等の通行により生息環境への影響が懸念される」としている。「近傍」が実際どれくらいの距離かは不明であるが、工事車両等の通行が影響を与えると予測する距離であるなら、サシバが計画地および周辺に渡ってきた時期から巣立ち時期までの工事を控えることを求める。 ・「全確認個体数の約半数が計画地において確認されている。」としながら、「改変は風力発電機の設置箇所及び管理道に限定されることから、移動経路の遮断・阻害に係る影響は小さいものと予測する」としている。これは風車が設置され、13 基が連続して並んだ状態での「移動経路の遮断・阻害に係る影響」を予測していない。全体の風車設置後に生じる「移動経路の遮断・阻害に係る影響」を予測することを求める。 ・「現地調査において稜線部での確認が少なかったことから、ブレード等への接触の可能性は低いものと予測する。しかしながら、本種の衝突に関する予測は不確実性を伴っている」としている。「確認状況及び主な生息環境」の項で「計画地の高度 M（明らかにブレード回転域内）の飛翔は全調査期間を通じて 99 回であった」としていること 	<p>準備書 P1027 に記載のとおり、工事实施前の繁殖初期となる 4 月には繁殖状況を事前に確認する予定です。また、繁殖を確認した場合は、モニタリング調査を実施し、繁殖への影響が示唆された場合には、工事車両の走行を一時中断する等の追加的な配慮を行います。</p> <p>現地調査時の猛禽類調査において確認したサシバは、準備書 P1028～1032 に年間予測衝突数としてお示ししたとおり、ブレード回転域に該当する高度 M は、風力発電機に該当するメッシュ以外の場所における確認でした。準備書 P904 には、生息地保全の観点から確認状況をお示ししておりませんが、低地や水田等の開けた環境での確認でした。移動経路の遮断・阻害に係る影響としては、主な飛翔状況からも影響は小さいものと予測いたしました。なお、ブレード等への接触の可能性については、稜線部での確認が少なく、年間予測衝突数の算出値は小さいものでした。しかしながら、バードストライクの予測には不確実性が伴うと考えているため、準備書 P1444 に記載のとおり、バードストライク調査（死骸調査）を実施いたします。そのうえで、バードストライクが発生した場合には、専門家の助言や指導を得て、状況に応じた対応を検討いたします。</p> <p>【評価書における対応方針】 影響予測については、「第 10 章 10.1.4 動物」へ記載いたしました。 事後調査については、「第 10 章 10.3 事後調査」へ記載いたしました。</p>

	からも、風車設置後にバードストライクが発生する可能性が高い。	
9	<p>② 工事期間中および風車稼働後のモニタリング調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事期間中の車両通行や建設重機が発する音や振動による影響を丁寧に調査し、希少猛禽類を始めとする鳥類の繁殖行動等に影響を及ぼしている事実を確認した場合、すぐに工事を中断する組織体制を構築しておくことを求める。また、風車稼働後のバードストライクや鳥類の繁殖行動等の変化を正確に把握するために事後調査の組織体制も構築しておくことを求める。 ・事後調査は死骸調査に加え、鳥類相の変化を把握するための調査や空間飛翔調査も計画地およびその周辺で行うことを求める。 	<p>準備書 P1445 に記載のとおり、工事中及び稼働後の調査については、事後調査計画としてお示ししております。ご指摘のとおり、今後、連絡体制については、適切に構築し調査を実施いたします。また、稼働後についても、連絡体制は事前に構築する予定です。</p> <p>稼働後の調査では、バードストライク調査（死骸調査）に加え、希少猛禽類（クマタカ）の生息状況調査を実施いたします。希少猛禽類を対象とした定点配置としておりますが、その際に確認した鳥類に関しても記録を行います。</p> <p>【評価書における対応方針】 事後調査については、「第 10 章 10.3 事後調査」へ記載いたしました。</p>
10	<p>(3) 渡り鳥の調査結果の評価について (P895, 919～924)</p> <p>① 猛禽類</p> <p>【令和 2 年秋季】 ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ノスリ、チョウゲンボウ、チゴハヤブサ及びハヤブサの計 10 種 128 個体の渡りを確認し、そのうち計画地を 10 種 74 個体が通過し、内 58 個体は高度 M を通過したとしている。つまり、渡りの猛禽類の 78.4% がブレードの回転域と同じ高度を通過したことになる。</p> <p>【令和 3 年春季】 ツミ、ハイタカ、サシバ、ノスリの計 4 種 21 個体の渡りを確認し、その全てが計画地を通過し、内 17 個体は高度 M を通過したとしている。つまり、渡りの猛禽類の 81.0% がブレードの回転域と同じ高度を通過したことになる。</p> <p>【令和 2 年秋季・移動経路（渡りのルート）】 多くが北東方向から南南西方向に渡っている。特に風車 No. 4、6、7、12、13 そのものやその近くを多く通過している。 上記のことから、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くがブレードの回転域と重なって飛行することが明らかになったので、ブレードへの衝突を防ぐために、風車稼働後は、猛禽類の渡りの最盛期にブレードの回転を止めることを求める。 ・このような猛禽類の渡り個体の移動経路の位置をより明確なものにするために、追加調査を行うことを求める。 	<p>秋季の渡り鳥の移動経路に係る予測については、不確実性が伴うと考えております。よって、秋季の渡り鳥の移動経路を把握するため、準備書 P1446 に記載のとおり、事後調査として、レーダー調査を実施いたします。その結果を踏まえ、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、専門家の助言や指導を得て、状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じます。</p> <p>【評価書における対応方針】 事後調査については、「第 10 章 10.3 事後調査」へ記載いたしました。</p>
11	<p>② 一般鳥類</p> <p>【令和 2 年秋季】 確認個体数は 12,091 羽で、計画地内での確認個体数は 8,586 羽であり、そのうち高度 M を通過したのは 71.5% に当たる 6,173 羽としている。また、「秋季調査結果から計画地の北側及び南側の一部が、一般鳥類の渡りルートになっていると推察する」としている。 そのため、多くの一般鳥類の渡りルートと重なる風車 No. 1、2、9、10、12 は渡りの最盛期にブレード</p>	<p>秋季の渡り鳥の移動経路に係る予測については、不確実性が伴うと考えております。よって、秋季の渡り鳥の移動経路を把握するため、準備書 P1446 に記載のとおり、事後調査として、レーダー調査を実施いたします。その結果を踏まえ、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、専門家の助言や指導を得て、状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じます。</p>

	<p>の回転を止めることを求める。または、これらの設置を取り止めることを求める。</p>	<p>【評価書における対応方針】 事後調査については、「第 10 章 10.3 事後調査」へ記載いたしました。</p>
12	<p>(4) 事後調査計画(10.3-3 P1445) 希少猛禽類（クマタカ）＜調査地点＞の工事中及び稼働後について、「風力発電機の近隣に生息を確認しているクマタカの既存ペアが観察できる 2 地点程度・・・」と記述されているが、クマタカは 6 ペアが観察され、そのうち 3 ペアの繁殖が確認されている。 今後は別のペアが繁殖する可能性もあることから、全体を見渡せる 6 地点で調査することを求める。</p>	<p>事後調査では、工事による繁殖への影響について、回避及び低減することを目的とした調査を実施いたします。工事による打設音等が影響を及ぼす可能性を加味し、近隣に生息を確認しているクマタカの既存ペアを対象といたしました。</p> <p>【評価書における対応方針】 事後調査については、「第 10 章 10.3 事後調査」へ記載いたしました。</p>
13	<p>(5) 累積的影響評価について 方法書に対する福井県知事の意見に、「準備書にバードストライク等について累積的な影響を評価し、その回避または低減の方法を具体的に示すこと」とあるが、「今後、他事業者との調整状況を踏まえ、実施する予定... 本事業は先行事業者であり、他事業者との計画の熟度が異なるため、その結果は非公開資料として示す」として、示されていない。 そのため、他事業者と協議の場を設け、累積的影響評価を誠実に履行し、バードストライク等の回避および低減の方法を具体的に示し、県知事はじめ広く識者が判断できるように一般公開すべきである。</p>	<p>本事業は先行事業者であり、他事業者との計画の熟度が異なることから、実際の事業計画と異なる可能性が高く、地元の混乱を招くことが懸念されます。なお、他事業者とも引き続き協議を実施し、情報共有を行います。関係機関とも協議のうえ、審査における非公開資料として提出いたします。</p>

11.2 準備書についての県知事の意見及び事業者の見解

準備書に対する福井県知事意見及び事業者の見解は、表 11.2-1 のとおりである。

表 11.2-1 準備書に対する福井県知事意見と事業者の見解

福井県知事の意見	事業者の対応
<p>(仮称) 国見風力発電事業の事業実施区域およびその周辺は、全国的に重要な渡りの経路となっている丹生山地の北部に位置し、多様な鳥類の大規模な渡りが確認されるとともに、国内希少野生動植物種に指定されているクマタカの営巣、繁殖が複数確認されている自然環境が豊かな地域である。また、複数の場所に地すべり地形が存在し、平成16年7月および令和3年7月の集中豪雨では土砂崩れ等の被害が発生しており、土砂の流出や土砂災害の発生が懸念される地域でもある。さらに、同地域では他事業者による風力発電事業も計画されている。</p> <p>本事業計画は、こうした地域において、バードストライクによる影響が課題となっている風力発電機が最大13基配置され、その設置時には樹木の伐採や土地の造成、土捨場の設置が予定されている。</p> <p>こうした地域特性および事業特性を考慮し、環境影響評価を適正に実施し、環境の保全に万全を期すことが重要である。</p> <p>しかしながら、本環境影響評価準備書（以下、「準備書」という。）においては、クマタカの衝突確率は高く、また渡り鳥の衝突確率は春の渡り調査が十分でなく過少となっている可能性があるにも関わらず、バードストライクを回避または低減するための環境保全措置を十分に講じることなく、事後調査の結果に応じて措置を検討するにとどめている。また、土地の造成として約14万立方メートルを盛土するとともに、全量の4分の1にあたる約4.4万立方メートルの残土を区域内の谷部等で処分している。</p> <p>このことから、以下の事項に十分配慮し、事業計画等を見直した上で、事業を適切に実施する必要がある。</p> <p>さらに、バードストライクの影響については、長期的な調査を行い、その知見を集積、公開し、環境に配慮した風力発電事業の導入の促進に資するよう取り組むことが重要である。</p>	<p>地域特性及び事業特性を考慮し、環境影響評価を適正に実施し、以下の事項に十分配慮し、事業計画等を見直した上で、事業を適切に実施いたします。</p> <p>さらに、バードストライクの影響については、事後調査を行いその内容については、生息地及び生育地保護の観点から考慮した上で適切に公開し、環境に配慮した風力発電事業の導入の促進に資するよう取り組みます。</p>
<p>I 事業計画</p> <p>1 風力発電機の配置</p> <p>クマタカの営巣中心域および別ペアに対する排他的行動（以下、「相互作用の飛翔」という。）が確認されている高利用域の境界においては、バードストライクが発生する可能性が高く、生息に重大な影響を及ぼすおそれがあるため、これらの場所は風力発電機の設置を避ける必要がある。</p> <p>一方、一部のペアの営巣地が確認されていないこと、また対象事業実施区域の西側は、飛翔が見られるその周辺地域と連続した同様の森林環境にあり、採餌環境の好適性が大きいにも関わらず飛翔が記録されておらず、観察時間が不十分であると推定されることから、準備書における行動圏の内部構造の解析は、不確実性が非常に高く、安全側に広く設定する必要がある。</p> <p>このため、環境影響評価書（以下、「評価書」という</p>	<p>準備書に対する意見を踏まえ、追加調査並びに行動圏を再解析いたしました。追加調査では、「クマタカ生息状況調査」、「クマタカ営巣地確認調査」及び「クマタカ繁殖確認調査」を実施いたしました。なお、追加調査において営巣地の特定に至りませんでした。また、現地調査時より飛翔状況が変化しており、より対象事業実施区域から離れた場所で飛翔を確認いたしました。これらの追加調査の結果を踏まえ、専門家による現地踏査の上、解析についてご指導いただきながら、内部構造の再解析を実施いたしました。再解析した結果については、複数名の専門家に対しヒアリングを実施いたしました。</p> <p>再解析に当たり再設定した条件は以下のとおりです。</p> <p>①営巣地が特定できていないペアについては、専門家に</p>

福井県知事の意見	事業者の対応
<p>。)までに追加調査等を行い、専門家（当該地域の知見を有する者を含む複数名とすること。以下、鳥類に係る聴取に同じ。）の意見を踏まえて行動圏を精査した上で、風力発電機の配置について検証を行うこと。</p> <p>特に、WT 9については、営巣地の近傍にあり営巣中心域にないとする合理的な根拠が示されていないことから、設置を取りやめること。WT 5およびWT 6については、営巣地が特定されていないペアの相互作用の飛翔が頻繁に確認されていること、WT 5およびWT 10については、営巣中心域に位置する可能性が否定できないことから、設置の取りやめも含め配置を見直すこと。</p> <p>なお、追加調査等により、新たに相互作用の飛翔が確認された風力発電機、営巣中心域や高利用域の境界に位置する可能性が高いと判断された風力発電機についても、同等の措置を講じること。</p>	<p>よる「推定した営巣地範囲」を下に内部構造解析を行った。</p> <p>②専門家による現地踏査の結果、現地調査を実施した範囲外にも生息適地が存在することが示唆されたため、内部構造解析を現地調査の範囲外にも拡大して行った。</p> <p>③ [redacted] 集落を越えて飛翔する可能性があるとの専門家のご助言を踏まえ、営巣適地（営巣中心域）となる環境に含め検討した。</p> <p>④「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年、環境省）に記載される高利用域の目安（面積（半径1.5km））を参考とした。</p> <p>追加調査結果並びに再設定した条件を踏まえた再解析の結果は以下のとおりです。</p> <p>①専門家の助言を踏まえ、高利用域及び高利用域内好適採食地を解析により算出した。</p> <p>②高利用域の面積が広域となった。</p> <p>③営巣地が特定できなかったペアの「推定した営巣中心域」は対象事業実施区域外であった。</p> <p>再解析の結果より、以下の対応といたしました。</p> <p>①WT9 [redacted] ご意見を踏まえ設置を取りやめました。</p> <p>②WT5 推定した営巣中心域外に位置しているものの、クマタカへの影響を低減するとともに、新設道路の設置を見直し、既存道路を極力活用することにより、土量を低減できるよう、設置位置を移動いたしました。</p> <p>③WT6 推定した営巣中心域外に位置することを確認できたことから、設置位置の変更はいたしませんでした。なお、事前の対応として視認性を高めるため目玉マークを付けることといたしました。</p> <p>④WT10 営巣中心域外に位置することを確認できたことから、設置位置の変更はいたしませんでした。なお、事前の対応として視認性を高めるため目玉マークを付けることといたしました。</p> <p>相互作用について以下のとおり整理いたしました。</p> <p>①WT5、WT6周辺では、希少猛禽類調査では [redacted] の誇示行動が見られておりました。</p> <p>②WT5周辺は、内部構造の再解析の結果、 [redacted] と [redacted] の推定した高利用域の境界部に位置いたしました。WT6周辺は、内部構造の再解析の結果、 [redacted] の推定した高利用域に位置いたしました。</p> <p>③追加調査では、 [redacted] の飛翔確認がなかったため、 [redacted] の高利用域が広がる可能性があるかと推測いたしました。</p> <p>④ [redacted] の推定した高利用域内で、追加調査では浮浪個体の飛翔を確認いたしました。今後、浮浪個体がペア形成し定着するかは不明ではあるものの、 [redacted]</p>

福井県知事の意見	事業者の対応
	<p>が相互作用とする誇示行動や攻撃を行う可能性がある」と推測いたしました。</p> <p>整理した結果、環境保全措置及び事後調査を検討いたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・WT5については、クマタカへの影響を低減するとともに、新設道路の設置を見直し、既存道路を極力活用することにより、土量を低減できるよう、設置位置を移動いたしました。 ・WT6については、バードストライクのリスクを踏まえ、稼働前から、目玉マークを付けることにより、視認性をあげる措置を講じることといたしました。 ・の高利用域に対しても、高利用域内の伐採時期を7月以降に限定する措置を講じることといたしました。 ・事後調査の対象として、WT6周辺の飛翔状況について確認を行うことといたしました。 ・事後調査の結果、WT6はバードストライクのリスクが高いと判断される場合には、専門家等からの助言も踏まえながら、追加的な環境保全措置（例えば、相互作用の飛翔がよく確認される時期の稼働調整、ビデオカメラ監視によりクマタカが近接した場合に停止させるあるいはブレード回転を抑止する措置等）を検討し、実施いたします。 <p>対象事業実施区域の西側の観察時間について</p> <p>①現地調査における対応</p> <p>現地調査においては広範囲の視野を確保できる定点と対象事業実施区域内の移動観察と連携することにより、出現場所の精度を担保できるよう努めました。その結果、対象事業実施区域の西側においても、鳥類の飛翔を記録いたしました。</p> <p>対象事業実施区域はクマタカのつがいの境界となる尾根が存在しておりますが、それより西側は森林環境ではあるもののクマタカの好む地形や森林条件とは異なる環境も存在し、実際に他の猛禽類の生息も観察できております。専門家より、「クマタカは尾根や稜線をテリトリーの境界にするので尾根や稜線を超えて行き来することはあまり考えられない。調査結果でも、そのことがはっきりと示されているのではないだろうか。」とのご意見をいただきました。</p> <p>②内部構造の再解析の結果</p> <p>クマタカの高利用域等、行動圏の内部構造の推定に当たっては、飛翔等の結果のみならず、クマタカの生態（林内も含めて飛翔すること等）も踏まえ、猛禽類保護の進め方（改訂版）で示されている推定の手順や目安の面積等も鑑み、設定を行っております。対象事業実施区域の西側についても飛翔状況のみならず、植生、地形、標高の他、専門家による解析の指導を受けクマタカの内部構造を再解析し、高利用域及び高利用域内好適採食地に該当しない結果となりました。利用頻度が高い場所が高利用域になると認識しておりますが、再解析により高利用域に該当しないということから、飛翔の確認についても少なかつたと考えております。複数の専門家により、内部構造再解析結果を確認い</p>

福井県知事の意見	事業者の対応
	<p>ただき、解析手法及び抽出条件等について、問題ないことを確認いたしました。</p> <p>なお、複数の専門家より内部構造解析について問題ないことを確認いただきましたが、営巣するに当たり行動圏の面積を考慮すると妥当とするペア数より多いとのご指摘があり、現地調査時から営巣地等が変化している可能性も考えられることから、事後調査において工事前に幼鳥の成長に影響を与えない時期を考慮しながら、営巣地周辺を踏査により繁殖の有無について確認するとともに、営巣木が特定できていないペアの場所の特定に努めます。</p>
<p>2 盛土等</p> <p>近年、記録的短時間大雨情報発表が全国的に頻発しており、造成区域、特に盛土部は、こうした降雨による土砂の流出や土砂災害の発生する可能性が高くなることから、その防止に万全を期す必要がある。</p> <p>このため、風車ヤード、取付道路および土捨場について、位置、規模、構造等の詳細設計に当たっては、盛土の範囲をできる限り削減すること。また、既存林道のさらなる活用を図ることにより、切土、掘削の土量を削減すること。</p>	<p>WT5について、道路の新設を避け、二枚田幹線林道を極力利用する計画へ見直し、風力発電機の位置をWT1の西側へ移動することにより、改変面積及び土量を低減いたしました。また、WT13について、極力二枚田幹線林道へ近づけ、風力発電機へアクセスする新設道路の距離を短くすることで改変面積及び土量を低減いたしました。併せて、福井県との林地開発許可申請手続きにおいて、災害防止の観点から、対象事業実施区域内の土捨場計画を見直し、残土を極力場外搬出する方向で協議をした結果、土捨場を廃止し、残土については場外の残土処分場に運搬し適切に処理する計画といたしました。これらの結果を「第10章 10.2.2 環境保全措置の検討の経過及び結果」へ記載いたしました。</p>
<p>3 事業計画見直し・詳細設計における適切な環境影響評価の実施</p> <p>今後の事業計画の見直しおよび詳細設計においては、国定公園、希少猛禽類の営巣中心域や希少な植物の生育地、水辺等の動植物の生息・生育にとって重要な区域の改変は回避すること。</p> <p>また、風力発電機の位置の変更を見据え、準備書では対象事業実施区域の範囲を改変区域の面積の約35倍に設定しているが、動物相および植物相の現調査の範囲は改変区域およびその周囲に限られている。このため、風車ヤードや取付道路の変更に伴う事業計画の見直しにより新たに改変区域となる場所については、改変する位置および規模等に応じて、追加の調査を実施した上で、予測および評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講じること。</p> <p>なお、その検討の過程において、複数案の比較検討、それぞれの環境要素の総合的な評価を行い、妥当性を検証すること。</p>	<p>国定公園と重複するエリアについては対象事業実施区域から除外いたしました。</p> <p>事業計画の見直しにより、希少猛禽類の営巣中心域や希少な植物の生育地、水辺等の動植物の生息・生育にとって重要な区域の改変は極力回避又は低減いたしました。</p> <p>また、準備書における対象事業実施区域は今後の事業計画の検討並びに準備書における審査の内容を踏まえ、改変区域が変更となる可能性があることも想定して設定いたしました。なお、現地調査は改変区域及びその周囲のみならず、動物及び植物については方法書で設定した対象事業実施区域から300mの範囲内を適切に調査いたしました。評価書において事業計画を変更したことを踏まえ、再度変更後の諸元にて予測及び評価し、その結果を踏まえて適切な環境保全措置を講じます。</p> <p>準備書以降の事業計画の検討過程において、環境要素毎の検討並びに総合的な評価を行い、妥当性を検証いたしました。これらの結果を「第10章 10.2.2環境保全措置の検討の経過及び結果」へ記載いたしました。</p>
<p>4 累積的な影響</p> <p>対象事業実施区域およびその周辺において、複数の他事業者による風力発電事業が計画されていることから、他事業との累積的な環境影響が生じるおそれがある。</p> <p>このため、事業計画や環境影響評価の結果について、事業者間での積極的な情報共有を行い、次のとおり措置</p>	<p>周辺事業者であるSBエナジー株式会社、東京ガス株式会社の各社と弊社で個別に話し合いを実施しております。3社間NDAを締結いたしましたので、今後は3社が一同に会して話し合いを実施し、事業計画や環境影響評価の結果について積極的な情報共有を行います。</p>

福井県知事の意見	事業者の対応
を講じること。	
<p>(1) 騒音および振動</p> <p>工事用資材等の搬出入に伴う道路沿道の影響を低減するため、他事業者と工事関係車両の走行ルート、工事の工程や内容について情報共有し、工事時期の調整などの措置を講じること。</p>	<p>対象事業実施区域及びその周囲の他事業者と工事関係車両の走行ルート及び工事工程を含む工事内容について情報を共有しております。今後も引き続き、工事用資材等の搬出入に伴う道路沿道の影響を低減できるよう環境保全措置を検討いたします。</p>
<p>(2) 渡り鳥</p> <p>渡り鳥への影響を低減するため、他事業者および当該地域の鳥類に関する知見を有する専門家等で構成する検討会を設置し、稼働制限や事後調査等を他事業者と共同して実施すること。</p> <p>その実施状況については、県等の関係機関に報告すること。また、これらの結果はできる限り公開し、透明性を確保すること。</p>	<p>鳥類に関する知見を有する専門家への意見聴取を行い、最新の知見の収集に努めます。なお、他事業者の計画熟度及び進捗状況により、検討会を設置することを検討いたします。検討会を設置した場合は、実施状況を関係機関等に報告し、透明性を確保いたします。</p>
<p>II 個別事項</p> <p>1 騒音・風車の影</p> <p>対象事業実施区域の周辺は、集落が点在する静穏な地域であることから、風力発電機は住居からの離隔を十分確保するよう配慮すること。</p> <p>特に、風車の影については、事後調査を実施し、必要に応じて、稼働制限等の措置を講じること。</p>	<p>騒音については、『施設の稼働に伴う将来の等価騒音レベルは、いずれの季節においてもすべての地点で「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成29年）に示される「指針値」以下であると予測する。以上のことから、環境保全の基準等との整合が図られているものと評価する。』としております。しかしながら、準備書の住民説明会等における地元の皆様のご意見を踏まえ、騒音に関する事後調査を実施いたします。</p> <p>なお、風車の影については、準備書以降において風力発電機の配置を検討し、WT9の設置を取りやめた結果、「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」で示されているガイドラインの指針値のうち、実際の気象条件を考慮する場において指針値を超過する住居は0戸でした。このことから、事後調査を実施しないことといたしました。なお、万が一、稼働後に風車の影が気になる場合には迅速に対応できるよう、住民の方々へのご説明、「二枚田幹線風力発電検討協議会」等を通じた連絡体制の構築を検討いたします。</p>
<p>2 水環境</p> <p>濁水が河川等に流出しないよう、集水排水管理を徹底するとともに、沈砂池については、定期的に排出先の状況の確認を行うとともに、適切な管理を行うこと。</p> <p>また、残土を仮置きする場合には、仮置場等からの濁水の流出についても考慮すること。</p>	<p>濁水が河川等に流出しないよう、集水排水管理を徹底するとともに、沈砂池については、定期的に排出先の状況を確認し、適切に管理いたします。「第2章 2.2.6 8. 工事中の排水に関する事項」へ沈砂池の点検について記載いたしました。</p> <p>また、残土の仮置場を設ける場合には、濁水の流出についても考慮いたします。</p>
<p>3 動物・植物・生態系</p> <p>(1) コウモリ類</p> <p>テングコウモリおよびヒナコウモリ類については、事後調査を適切に行い、バットストライク等の重大な影響が認められた場合には、専門家の意見を踏まえ、適切な環境保全措置を講じること。</p>	<p>テングコウモリ及びヒナコウモリ類を含め、事後調査を適切に行い、バットストライク等の重大な影響が認められた場合には、専門家の意見を踏まえ、適切な環境保全措置を講じます。</p>

福井県知事の意見	事業者の対応
<p>スマイレ群落に配慮すること。</p> <p>また、代償措置として移植する場合には、生育数が減少しないよう、個別の種の生育状況を十分把握するとともに、類似事例を収集した上で、専門家の意見を踏まえ、適切に行うこと。</p>	<p>たします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 影響が回避された種 <p>WT13を移動したことにより、 いたしました。また、WT5を移動したことにより、 いたしました。</p> <p>改変区域内に生育を確認した種については、代償措置として移植を実施いたします。なお、移植に際しては、類似事例を収集し、専門家の意見を踏まえ適切に行います。事後調査については「第10章 10.3事後調査」へ記載いたしました。</p>
<p>(5) 生態系</p> <p>生態系の予測においては、現地に生息する個体の生息状況を適切に反映していないこと、解析上の誤りが複数認められることから、再度予測を行うこと。また、その結果を踏まえて、営巣適地や好適採餌環境の改変が低減されるよう、十分配慮すること。</p> <p>法面の緑化に当たっては、在来種を基本とし、現地の植物相に近い種を採用すること。</p> <p>なお、シカの食害を受けにくい種を用いる場合には、専門家の意見を踏まえ、本地域の生態系に影響が生じないように配慮すること。</p> <p>また、工事に伴い外来種の持ち込みをできる限り低減できるよう、工事関係車両のタイヤの洗浄など、適切な措置を講じること。</p>	<p>クマタカ営巣適地の推定に当たっては、準備書審査におけるご意見を踏まえ、標高のデータ取得方法を修正いたしました。</p> <p>準備書：「クマタカ・その保護管理の考え方」（クマタカ生態研究グループ、平成12年）に基づき標高0.1～327.7mといたしました。</p> <p>評価書：現地調査において確認した営巣地の最高標高363.65mを上限といたしました。</p> <p>また、植生の重みづけについても審査での意見を踏まえ修正いたしました。</p> <p>再解析の結果、準備書及び評価書での予測において、事業実施による影響の及ばない好適な環境が周囲に分布していることから、生息環境は維持されると推測いたしました。なお、準備書から評価書においてWT9の設置取りやめ、WT5の設置位置の移動を実施いたしました。その結果を「第10章 10.1.6生態系」へ記載いたしました。</p> <p>法面の緑化に当たっては、在来種を基本とし、現地の植物相に近い種を採用いたします。なお、シカの食害を受けにくい種を用いる場合には、専門家へヒアリングを行い、その結果を踏まえて、本地域の生態系に影響が生じないように配慮いたします。</p> <p>また、工事用資材等の搬出入に伴い、外来種の持ち込みを可能な限り低減できるよう、専門家の意見を踏まえ、工事関係車両のタイヤの洗浄等の適切な環境保全措置を講じます。</p>
<p>4 景観</p> <p>フォトモニタージュについては、より多くの風力発電機が視認できる地点からの鮮明な写真を用いるとともに、人工物の映り込みをできる限り低減したものとすること。</p> <p>また、景観との調和が図られるよう風力発電機の色を検討すること。</p>	<p>フォトモニタージュについては、風力発電機が視認できる地点からの鮮明な写真を用いて、人工物の映り込みを可能な限り低減するよう努めるとともに、「⑩鶉公民館」については再撮影を行い、より鮮明な写真を用いて予測及び評価いたしました。</p> <p>また、景観との調和が図られるよう風力発電機の色を検討し、その検討経緯を「第10章 10.1.7景観」へ記載いたしました。</p>
<p>5 事後調査</p> <p>事後調査について、調査方法および調査結果の評価ならびに追加の環境保全措置の検討に当たっては、専門家の意見を踏まえること。</p> <p>また、以下のことに十分配慮するとともに、事後調査および追加の環境保全措置の実施状況については、その検討の経緯を含めて、県等の関係機関に報告すること。</p>	<p>事後調査について、「第10章 10.3事後調査」へ記載のとおり、適切に実施いたします。なお、調査結果の評価並びに追加の環境保全措置の検討に当たっては、専門家の意見を踏まえて実施いたします。</p> <p>また、事後調査及び追加の環境保全措置の実施状況については、その検討の経緯を含めて、福井県等の関係機関に報告いたします。</p>

福井県知事の意見	事業者の対応
<p>(1) バードストライクに関する調査</p> <p>死骸の持ち去り率や調査員の見落とし率等、調査の精度をあらかじめ確認した上で、十分な頻度、監視体制で行うこと。また、調査員等が、目視で確認できる範囲は限られることから、監視カメラやセンサーなどの併用を検討すること。</p> <p>また、クマタカやコウノトリなど希少な鳥類のバードストライクが確認された場合には、稼働を直ちに停止し、その原因を究明した上で、必要な措置を講じること。</p> <p>なお、これらの結果は、今後の風力発電事業の環境保全対策に有効に活用されるよう、公開に努めること。</p>	<p>バードストライクをできる限り低減する措置として、WT9を削減いたしました。その上で、バードストライクの懸念が生じるWT5、WT6、WT10については、工事中より目玉マークを付けることといたしました。また、WT10に関してはクマタカに対する配慮事項として視認性を高める措置として、風力発電機の組み立てを早期に実施いたします。バードストライク調査においては、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省自然環境局野生生物課、平成23年、平成27年修正版）に基づく調査方法で実施いたします。バードストライクについては、年間予測衝突数の予測結果より現在の配置計画では低減されているものと考えているが、不確実性が伴うため、特に懸念される風力発電機については、監視カメラを設置し、目視確認の結果と合わせて検証をいたします。なお、バードストライクが特定の風力発電機により頻発する場合等の事象が発生した場合は、原因究明のため、監視カメラやセンサーカメラ等の併用を検討いたします。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に該当するクマタカや天然記念物であるコウノトリ等の希少な鳥類のバードストライクを確認した場合には、稼働を直ちに停止し、その原因を究明した上で、必要な措置を講じます。</p> <p>なお、事後調査結果に関して、今後の風力発電事業の環境保全対策に有効に活用できるよう、生息地及び生育地保護の観点から考慮した上で公開いたします。</p>
<p>(2) 希少猛禽類の生息状況調査</p> <p>供用後のクマタカの調査は、高利用域に風力発電機を設置するすべてのペアを対象とすること。</p> <p>また、風力発電機の近傍で生息が確認されているハヤブサについても、調査の対象とすること。</p> <p>なお、生息状況調査に当たっては、調査員の存在が営巣等に影響を与えることがないように、適切に行うこと。</p>	<p>供用後のクマタカの調査は、供用中に確認した生息実態に即したペアを検討した上で、実施いたします。ハヤブサについては、事後調査においても引き続き営巣を確認した場合において、調査対象とし適切に実施いたします。</p> <p>なお、生息状況調査に当たっては、調査員の存在が営巣等に影響を与えることがないように、適切に実施いたします。</p>
<p>III 評価書の作成等</p> <p>1 評価書の作成</p> <p>(1) 検討の経緯等の記載</p> <p>評価書の作成段階における事業計画の見直しについては、検討経緯およびその結果等を評価書に記載すること。特に、次のIおよびIIの指摘事項については遺漏のないようにすること。</p> <p>① Iの1、2および3の検討の経緯と結果</p> <p>② Iの4の措置を講じること</p>	<p>① 評価書の作成段階における事業計画の見直しについては、検討経緯及びその結果等については、「第10章 10.2.2環境保全措置の検討の経過及び結果」へ準備書から評価書における変更経緯を項目に分けて記載いたしました。</p> <p>② 周辺事業者であるSBエナジー株式会社、東京ガス株式会社の各社と弊社で個別に話し合いを実施しております。3社間NDAを締結いたしましたので、今後は3社が一同に会して話し合いを実施し、事業計画や環境影響評価の結果について積極的な情報共有を行います。</p>

福井県知事の意見	事業者の対応
<p>③Ⅱの1の事後調査とその結果を踏まえ措置を講じること</p> <p>④Ⅱの3の(2)および(3)の調査および措置を講じること</p> <p>⑤Ⅱの4の結果</p>	<p>③風車の影については、準備書以降において風力発電機の配置を検討し、WT9の設置を取りやめた結果、「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」で示されているガイドラインの指針値のうち、実際の気象条件を考慮する場において指針値を超過する住居は0戸でした。このことから、事後調査を実施しないことといたしました。なお、万が一、稼働後に風車の影が気になる場合には迅速に対応できるよう、住民の方々へのご説明、「二枚田幹線風力発電検討協議会」等を通じた連絡体制の構築を検討いたします。</p> <p>④バードストライクをできる限り低減する措置としては、WT9を削減する配置検討を行いました。その上で、バードストライクの懸念が生じるWT5、WT6、WT10に関しては、工事中より目玉マークを付けることといたしました。</p> <p>クマタカの内部構造の再解析結果を踏まえ、WT10に関してはクマタカに対する配慮事項として視認性を高める措置として、風力発電機の組み立てを早期に実施いたします。バードストライクが特に懸念される風力発電機については、監視カメラを設置し、目視確認の結果と合わせて検証いたします。「第10章 10.3事後調査」へ記載のとおり、稼働後にレーダー調査を実施いたします。また、渡りのバードストライクが発生した場合において、専門家の意見を踏まえ、バードストライクの対象となった種に対する適切な環境保全措置（ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置、稼働調整等）を講じます。なお、衝突の低減策としての目玉マークの貼付等の視認性を高める措置は、風力発電機の組み立て時から実施いたします。</p> <p>また、対象事業実施区域の近傍に生息しているクマタカ、ハヤブサ及びサシバについては、繁殖の状況や営巣状況を踏まえ、適切な措置を検討いたします。特に、改変区域近傍に生息しているクマタカ及びハヤブサについては、工事前から繁殖等の状況について調査を行い、調査結果に応じて、必要な措置を講じます。</p> <p>⑤フォトモンタージュについては、風力発電機が視認できる地点からの鮮明な写真を用いて、人工物の映り込みを可能な限り低減するよう努めるとともに、「⑩鶉公民館」については再撮影を行い、より鮮明な写真を用いて予測及び評価いたしました。</p> <p>また、景観との調和が図られるよう風力発電機の色合いを検討し、その検討経緯を「第10章 10.1.7景観」へ記載いたしました。</p>
<p>(2) 分かりやすい記載</p> <p>評価書の作成に当たっては、それぞれの環境要素について、予測条件の妥当性が確認できるよう、その前提条件を根拠とともに明記し、具体的な数字や出典等を記載するなど分かりやすい図書となるよう努めること。</p>	<p>評価書の作成に当たっては、それぞれの環境要素について、予測条件の妥当性が確認できるようにいたしました。また、具体的な数字や出典等を記載することにより、分かりやすい図書となるよう努めました。</p>

福井県知事の意見	事業者の対応
<p>2 評価書の公開</p> <p>事業計画や環境保全措置の内容について、工事中または供用後に地域住民等が確認できるよう、環境影響評価法で定める縦覧期間経過後も評価書を公開すること。</p>	<p>令和2年より当社HPにおいて、縦覧期間終了後も図書を公開しております。図書の公開により、地域住民の皆様、団体、自治体や専門家、事業者等の関係者の情報交流の拡充、促進を図ることが重要であると考えております。今後も引き続き、当社HPにて図書を公開いたします。</p>
<p>3 関係機関との調整および住民等への説明</p> <p>地域の関係者が参加する協議会では、準備書作成段階の事業計画を基に、農林漁業と調和した再エネ発電による農山漁村の活性化に関する方針が検討されていることから、事業計画の見直し等に当たっては、関係機関等と十分な協議、調整を行い、地域住民等に対し十分な説明を行うこと。</p>	<p>福井市と事業計画について協議を実施しております。その結果を踏まえた上で、福井市が「農山漁村再生可能エネルギー法」に係る協議会を招集し、その場で周知することになります。なお、当社も定期的に開催している「二枚田幹線風力発電検討協議会」等を通じて地元住民の皆様へ事業計画について丁寧な説明に努めました。</p>
<p>4 新たな事実への対応</p> <p>工事中または供用後において、新たな事実が判明した場合には、県および関係市町に報告するとともに、適切な措置を講じること。</p>	<p>工事中または供用後において、新たな事実が判明した場合には、県及び関係市町に報告するとともに、適切な措置を講じます。</p>

※網掛け部分については、生息地保全の観点から、縦覧版図書には示していません。